

監査結果報告

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

1 監査の種類 財務監査（定期監査）

2 監査の対象 企画部
宇久行政センター（住民課、産業建設課）、宇久家畜診療所

3 監査の期間 令和4年6月6日（月）～令和4年8月2日（火）

4 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正か。
- (2) 支出事務は適正か。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 財産管理事務は適正か。

5 監査の実施内容

令和3年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われているか関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の結果

上記、記載のとおり監査した限りにおいて、収入事務、契約事務につき、別記のとおり改善を要する事項が見受けられた。

なお、軽易な事項については記述を省略した。

【指摘事項】

1. 収入事務

- ① 雑入において、佐世保市財務規則第 77 条第 2 項で「出納員等は、領収書の発行に際し、書損、汚損等により使用できない場合においても、これを破棄してはならない。」と規定されているにもかかわらず、書損により使用できなくなった領収書を破棄しているものがあった。

(宇久行政センター住民課)

公金の取り扱いという職務の重要性を再認識するとともに、規則等の再確認を行い、適正な事務処理を図られたい。

2. 契約事務

- ① 宇久行政センター時間外窓口等業務委託契約において、仕様書で月間業務割表を業務開始前に提出すると定めているにもかかわらず、月間業務割表を遅れて提出させ、業務員の交代を行うときは事前に通知すると定めているにもかかわらず、通知させていなかった。

(宇久行政センター住民課)

仕様書に基づく書類提出の不備は、前回は発見した事項である。仕様書に定められた内容については、確実に確認を行い、適正な履行の確保を図られたい。